

臨床教育と司法修習—その分業と連携

報告者：山口卓男（筑波大学法科大学院客員教授、弁護士）  
コメントター：中川深雪（法務省大臣官房司法法制部参事官）

報告者

と、今度は司法修習との関係はどうあるべきかという次の議論がそろそろできる時期に入ってきたのかなどいろいろふうに思っています。司法修習についてでは既に戦後の司法修習制度が60年の歴史を持っていて、その中身は一応固まった中身を持っております。ただ臨床法医学教育に関しては、まださすがに4～5年という歴史ですので、その権限分けをどうするかということがこれまでから議論されるのではないかと思います。

山口 今日私に与えられましたテーマは、1枚目のスライドは、新旧の法曹養成制度の基本構造の対比です。旧制度は、今言いましたように、一つの独立した2年間のプロセスとしてでき上がってきました。司法試験に受かるまではどんなプロセスをたどりますか？

私がここで答えるべき立場ではありません。ただ、私も筑波大学で正規科で就職活動する前も含めてピクリニックを既に4年やってきて、先ほど浦川先生のお話を聞いて出てきたのが、日本全国の中でも同じようなことが同じように体験されることはあります。そこで、クリニックでおそらく共通の体験というか、同じようなことが同じように体験されることはあります。それでそのような中で臨んで、クリニック教育における一つの標準的な内容というのが、だんだんアウトラインとして固まりつつあるのではないかと思うのです。

そこで、司法試験における複雑な問題を背負い込む度になっていきます。ですからその全体を一連のものとして動かしていくかなければいけないという、非常に厄介な問題を抱えています。

んでいるわけです。新制度では、法科大学院で学んだことと、それから司法修習でやったこと、それを全部足したもののが法曹養成の結論ということになりますので、両者の棲み分けとしてどこで線を引くのかという問題が新たな問題がここで出てくるわけです。

次のページをめくっていただけますか。今さらなのですけれども、一応頭の整理のために新旧の対比の表をつくってみました。左側に表示されているのが旧制度です。司法試験に受かるまでは、法学部から直に行ける人は非常に少数の人なのですけれども、それ以外の人は、何かよくわからぬけれども、いろいろな経路を通ってともかく司法試験を突破するというプロセスを取ります。制度化されない學習過程と雲のようにモヤモヤと書いてあります。ここは後に予備校が発達してきますので、元々は受験団体ですか法律講座とかいろいろなものがあったのですが、後に予備校全盛時代というものが実際には到来しています。それではさすがに問題だということが認識されます。

①司法試験の受験資格としては、教養科目を修了程度ということが要件でしたので、法律学の教育を受けていることは、形式的に要件とされていなかったということです。おそらく沿革的には、旧制の高等学校教育修了程度ということから来ているのだろうと思っています。あくまでも大学の法学部教育というのは、法曹養成には前提とされていますが、そこにはちよつと見え隠れしていると思います。途中で1年6ヶ月とかという期間はありますけれども、ひとまず固まっていた2年の日修習制度

度というのを今対比の対象として挙げています。旧修習では、前期修習4か月、本体である実務修習は16か月、後期の修習は4か月。これをワンセットとして完璧にでき上がっている制度ありました。入口どおり出口が試験で絞られて、その後はOJT、あるいは研修などを受けていくというのがが制度のコンセプトでした。

それに対して新制度は、まず、特に社会人などを呼び込もうというのが制度的に意図されていて、適性試験と入試を経て法科大学院の課程があります。3年を原則とすのですが、旧来の法学部からの進学を前提とした制度ということで、既修2年という制度がオプションとして残されたというふうに捉えられることで、ここで制度の位置付けがややいろいろ混亂というか、議論を呼むことができてしまったわけです。法科大学院の課程が終わった段階で司法試験、そして新修習12か月、最後に2回試験というプロセスになっているわけですが、これは単純に並べてみると、旧修習の前期修習4か月はいったいどこに行ってしまったのかという議論も単純には出てきません。

ただ全体をよく見ていただくとわかるのですけれども、單に右から左に、左から右に、移行したというだけではなくて、実は全体が組み替えられているのだということからこの制度改正の本当の趣旨だったと思います。ですから、前期修習4か月をどこでやるのだという議論は実は正確ではなくて、全体として何が教えられなければいけなくて、それがどの段階で取り扱われるべきなのかというのが正確な議論だと思いま

第2報告 臨床教育と司法修習—その分業と連携—

筑波大学法科大学院客員教授（リーガルクリニック担当）

弁護士 山口 卓男

## 1 新旧制度の対比

### (1) 旧制度のコンセプト

ア 実務修習は教育プログラムとしての作為性は乏しい。基本的には、各現場で「いまそこにある」事件を素材とする。  
イ この方式の合理性は、「このくらいの現場滞在期間を置けば概ね必要な内容に遭遇できるだろ」という（事象遇録率に関する）経験論を基盤とする。

ウ 前期修習で予備知識を与える、現場に送り出す水準を揃え、後期修習でバラツキや漏れを発見し補正し、終了時の水準を確保する。

エ 司法修習は1つの（独立の）プロセスとして完結しており、他の課程（学校教育）に依存しない。

### (2) 新制度の実情

ア ありのままの実務を経験させるという実務修習の基本コンセプトは変わらない。  
イ 「現場滞在期間」が大幅に短縮されたことで、経験論的な事象遇録数に関する前提（当該方式の要求する熟成期間の確保）が崩れている可能性がある。

ウ 実務修習の前に水準を備える機会がなく、実務修習後の補正も（人数・期間等の事情から）十分ではない可能性がある。

エ 法科大学院課程（学校）と司法修習が制度的に相互依存関係にあり、それ自身では完結できない。両者の分業関係について明確なコンセンサスがなく、漏れや脱落を生じている。

## 2 制度移行により「脱落」したもの

旧修習にあつたもので新修習にないもの、かつ、法科大学院で行われていないものがある（但し、それは、必ずしも旧制度の「前期修習」の内容そのものとは限らないし、旧修習に含まれていた内容が、新制度下で全て教えられるべきものとも限らない）。

次のページに行っていただけですか。ですから、新旧二つ並べて、落ちた部分はどこに行ったのだ、前修習はどうするのだという議論は実は正確ではないことになります。しかも旧課程で教えられていたものは全部教えられなければならないのか。付け加えるもの、あるいは外すべきもの、そういうもののがなければならないもののなかか。それはさつき川端先生が指摘されたコア・カリキュラムという問題の噴出であると思っています。ですから新旧課程は、実は同じものではなくて、新しい時代の新しい法曹を養成するという観点から、旧制度で教えられた中身をもう一回見直さなければいけない。ただ旧制度で教えていたものに、必要なものであって、今もし法科大学院を前提とした教育の中で落ちているものがあつたとしたら、それは必ず補わなければいけないだらうと思います。それを探し出すということをコア・カリキュラムの問題として非常に重要なと感じます。

プロセスは変わったわけですけれども、では到達点が同じならないのではないかといふ議論もあります。つまり合格者のレベルを下げてはいけない。2回試験問題ですね。法書養成のプロセスが全部終わわた段階で旧制度と同じレベルに達していないけれどいいけないという議論があります。その意味で法律基本科目の教育が足りない云々という議論が今一方で出てきていますが、さて、最後の到達点というのは全く過去と同じ基準でいいのかどうか。過去の基準でも足りないところがあるのではないか。あるいは減らしてもいいところがあるのではないかといふことが議論されるべきではないかと思います。

次のページをお願いします。そこで到達点をどこに求めたらいいかということであります。もちろん継続教育という問題はあるわけですが、今現在でもまだ臨床教育は十分に普及しているとは言えません。臨床法医学に対する実はまだ根強い懐疑論や反対論というものもあるわけです。レジュメの2ページ目に書いたのですけれども、臨床教育の無用論が、正面切って無用論を展開している人がいるかどうかは

### 3 実務教育の機能不全

#### (1) 修習期間短縮の効果（修習の機能不全）

修習生の獲得成果は、期間中の選択事象数に依存するので、スパンとしてどれだけの長さを確保できるかが重要である。そのため、総時間数の半なる量的で減少以上に教育効果が低減している面があるのでないかと推測される。

#### (2) 法科大学院の実務（臨床）教育の実情

ア 臨床教育は実施側・受講側双方にとって負担が重いので、多くの大学が消極的な姿勢をとり続けている。

イ 司法試験の競争激化により学生の臨床離れの傾向があるが、法律基本科目重視の方向がその傾向に拍車をかける懸念がある。

（3） 法科大学院 司法修習を通じて実務経験の機会（絶対数）が少ないと指摘

ア 大量取扱の観点が形成されず、重要な類型についても漏れが生じる。

イ 事件を紛争解決のプロセスから動機的・複合的に捉える機会が不足し、一定の断面で固定的に捉えがちとなり、いきおい正解指向型の発想から知識依存に走る。

ウ たまたま経験した事件（当事者）の特異な印象に強く引きずられ、理論的（普遍的）な原則に立ち返って思考する態度がおろそかになる。

エ 一部の事件の経験をもって全体を推し量ろうとし、現実社会における紛争解決の実情（全局）を見誤る。

ちよつと疑問もありますけれども、漠然と 全体として三つの問題があります。臨床 今のが曹達の中にこういった議論があるだろ うというふうに思われます。臨床教 育は要らないのだという議論も一つあるわ けです。それは端的に言うと、試験に受け る前から実務をやる必要なんてあるのかとい う素朴な疑問です。だから先に勉強を優 先しろ、勉強もできないうちに何が実務だ といふことが一つ言われる。もうひとつは、 後で修習があるのだらいいではないか、 それはそのときにやればいいので、勉強が 先なのだと、こういうようなことを言われる。 先輩法曹が非常にいまだに多いというこ とののですけれども、これは残念ながら認 識の点で不正確な面があるだらうと思つて います。

今のが曹達の中にこういった議論があるだろ うというふうに思われます。臨床教 育は要らないのだという議論も一つあるわ けです。それは端的に言うと、試験に受け る前から実務をやる必要なんてあるのかとい う素朴な疑問です。だから先に勉強を優 先しろ、勉強もできないうちに何が実務だ といふことが一つ言われる。もうひとつは、 後で修習があるのだらいいではないか、 それはそのときにやればいいので、勉強が 先なのだと、こういうようなことを言われる。 先輩法曹が非常にいまだに多いといふこと のは独自の意義があつて、それはここ（ス ライド5枚目）に掲げてみました。これは 先ほどの浦川先生のお話とも書き合うこと

ろですけれども、単に実務を訓練する場所

ではなくて、理論教育としての意義は非常 に大きいのではないかというのが最近の私 的認識です。まず材料は、実際の現場の事 件を材料にするので、理論を理解するため に非常に効果的であるということです。教 科書に書いてある理論というのは、どんな

うに思っています。

次のページをめくついていただけますで しょうか。実務を素材とした理論教育とい うのは具体的にどんなふうにできるかとい いますと、まず例えば訴状1通、現物を学 生に見せます。その段階で、まず宛先はど こか。どこ裁判所に訴えを起こすのか。管轄の問題ですね。それから、大抵当事者

は複数のことが多いのですが、民訴の授業 の知識が要るのか。これは先ほど川端先生 が契約法の全領域は要らないのではないか というお話をされましたけれども、それが まさにこの問題で、時代によって変わるか もしれませんが、よく使う範囲や領域とい うのがあります。これが先にわかります。

それから、これも浦川先生のお話の中であ りましたけれども、当事者の観点から理論 を組み立てていくということが頭の訓練と してできる。それから、理論というものを 紛争解決の道具として使えます。もう一つ

は、法学部の伝統的な教育というのは、ど ちらかというと演繹主義的な教育だったと 思いますが、帰納法的な、それから経験主

義的な思考方法を体得する。これは、アメ リカでクリニック教育が発達したといいうの

は、やはりそいつ判例法の国でこう

いった帰納法的な、経験主義的なアプロー

チに対して親和性があつたのではないかと 思うのですが、日本でも現場の実務とい

うのはやはり経験主義的な要素というの

常に大きいだろうと思います。その意味で

臨床教育は、修習とは実は似て非なるもの

で、別のものなのですけれども、ただ今後

の問題として、旧修習が担っていた機

能のうちの一部は代替できるかもしない

ということは言えるのではないかというふ

うことが教科書に延々と書いてあります。

ただあれを読みなくとも、起訴状を1本起 審してみると言えば、訴因を明示して公訴

訴訟法で訴因と公訴事実の関係は云々とい

うことが教科書に延々と書いてあります。

ただあれを読みなくとも、起訴状を1本起

審してみると言えば、訴因を明示して公訴

訴訟法で訴因と公訴事実の関係は云々とい

うことが教科書に延々と書いてあります。

ただあれを読みなくとも、起訴状を1本起

審してみると言えば、訴因を明示して公訴

訴訟法で訴因と公訴事実の関係は云々とい

うことが教科書に延々と書いてあります。

ただあれを読みなくとも、起訴状を1本起

審してみると言えば、訴因を明示して公訴

訴訟法で訴因と公訴事実の関係は云々とい

うことが教科書に延々と書いてあります。

ただあれを読みなくとも、起訴状を1本起

審してみると言えば、訴因を明示して公訴

訴訟法で訴因と公訴事実の関係は云々とい

うことが教科書に延々と書いてあります。

ただあれを読みなくとも、起訴状を1本起

審してみると言えば、訴因を明示して公訴

訴訟法で訴因と公訴事実の関係は云々とい

うことが教科書に延々と書いてあります。

ただあれを読みなくとも、起訴状を1本起

審してみると言えば、訴因を明示して公訴

訴訟法で訴因と公訴事実の関係は云々とい

#### 4 法科大学院における臨床教育の意義と司法修習との関係

##### (1) 臨床教育無用論

法科大学院の臨床教育に対しては、「臨場に受かる前から業務を知る必要はない（法律知識の勉強を優先せよ）」、「あえて修習があるから業務はその時にやれば十分である」との根強い議論ある。この議論は以下の3つの（誤った）認識を前提にしている。

- ア 臨床教育は実務修習と同種の実務技能訓練である（内容上の重複）。
- イ 新司法修習は旧制度下と同程度の教育力を維持している（新修習の負荷能力）。
- ウ 司法試験（合格）を境として、理論学習と実務訓練の領域が区分される。

##### (2) 臨床教育の意義

###### ア 臨床教育は実務修習と重複するか

臨床教育で「実務技能訓練」まで行えれば有益であるが（現状は不十分である）、本質はあくまでも「教育」プログラムであり、理論教育への貢献が重要である。

過去5年間の教育実践の中から、「実務を素材とした理論教育」の有効性が認識されてきている。これは、「実際の事件に即して、当事者の立場から発想し紛争解決に向けた思考訓練を行うことで、理論の理解を深め、知識を使える形に定着させる」という、旧法學的な体系的知識伝授型教育とも旧司法修習的な実務技能訓練とも異なる新たな法學教育手法である。いわゆる「起業」教育も、この視点から新たな位置づけが可能である。

###### イ 実務修習は新制度下でも旧制度下と同様の機能を果たしうるか

新修習では期間が半減したこと、旧修習の合理性を支えていた基盤が失われ、機能不全に陥りつつあり、この枠組みでは旧修習並みの負荷には耐えられない。

- ウ 「理論は学校で、実務は修習で」の区分は新制度下でも成り立つか
- 新制度では、法科大学院と司法修習を一連のプロセスとして構成し、法科大学院で理論と業務を架橋した教育を行うものとしており、司法試験は法科大学院と修習の中間点における能力判定との位置づけであり、「理論と実務の分水嶺」ではない。

###### 工 小括

法科大学院における臨床教育の位置づけとしては、①法理論教育のための新たなツールとしての位置づけと、②司法修習が担いなくなった（しかし、今後とも法曹養成教育に必要・有益な）内容の受け皿としての位置づけの2つがありうる。

できないかもしれません。ただ実務的にはこれがきちんと書かなければいいのではないか

ということもあります。それから刑事模擬裁判をやらせてみます。そうしますと供述

と機能が体でわかります。刑訴の授業では裁判をやれば、まず書証が出てきて、それを同意するか不同意にするかということか

ら始まります。その上で伝聞例外を使って

いくということで、授業で教わっていることと論理が、論理というか、思考の順序が逆になっているということがあります。た

だ実務的にはこっちを先に覚えてもらっていたほうが役に立つのではないかといふ

ことが言えると思います。ということ

で、理論教育に対して実務を使って教えることの効果ということがあって、相当労力を省略できる可能性があります。さつき

言つた実務修習と法科大学院における臨床教育のできることとできないことの違い

を、ちょっと思いついたもので表にしてみ

ました。いろいろな実習があります。法律相談に立ち会つたり傍聴したり、あるいは

相談者・依頼者から聞き取ります。

被疑者・被告人に接見したり、事件記録を見たり、書面を起草したり、法廷に入つたり、法廷傍聴する。あるいは裁判所における非公開の手続に傍聴したり立ち会つたりすることをちょっと並べてみまし

た。何ができるかというと、司法修習生は全部原則としてはできるわけですが、法廷に立つて弁論することはできません。この

問題に関しては、アメリカではスチュードント・プラクティス・ルールズに従って一

定限度でできるとされていますが、これは

後の三澤先生の報告でお話をありますけれども、あとは、これを見ておわかりになると思いま

す。あとは、思っているところに差があるのではなく、実は刑事

の領域です。被疑者の接見、秘密接見は、法科大学院生は今できないということにな

なっていますが、弁護士修習ではこれはか

なりメインの領域として行っていくだろ

うというふうに思います。それから事件記録

閲覧の問題に関しては、民事に関する特

に問題はないのですが、刑事記録問題とい

うのが実はあります。これは積み残され

た解決すべき問題としてあると思います。

あとは書面の起案に関しては、弁護士の補

助者ということであればどちらも同じとい

うことです。ですから、刑事弁護における

一定の領域に関しては法科大学院生が入れ

ない部分がありますが、それ以外の部分は

かなりやろうと思えば、当事者の了解ど

うことです。ただし、民事事件ではそこが

裁判所の許可とか要件はありますけれども、かなりの部分に入つていける。ただ、どちらかと申しますと私が実際にやっていてネットだ

なと思っているのは、調停ですとか、和解ですとか、弁論準備ですとか、こち辺がなかなか入りにくい。民事事件ではそこが

なかなか入りにくい。民事事件ではそこが

かなりメインですが、家事、家庭裁判所も

ややハードルが高いなと思います。ここは

法曹界全体のコンセンサスができるだけ

ば、運用で変えていく要素ではないかと

いうふうに思っています。

次のページをお願いします。今言ったよ

うに、法科大学院の実務教育には一応限界

があります。司法修習生はほ

う今のことあります。司法修習生はほ

うオールマイティにできますが、法科大学院

## 5 臨床教育と司法修習の分業と連携

### (1) 分業の原則

ア 法曹養成の中核機関として、法科大学院の役割分担を限定的に捉えるべきではなく、「法科大学院でできることは法科大学院がやること」を原則とすべきである。なお、「法科大学院でできること」の範囲は、一般に考えられているよりかなり広い。  
イ 新司法修習1年という枠組みの中で修習内容の拡充には限界があり、限られた資源を「修習でしかできないこと」に集中的に振り向けるべきである。その他の教育の不足は法科大学院の課程で補うのが本筋である。

ウ 実務教育は、総時間数よりスパンが重要であるので、法科大学院の課程を活用して、その全期間を通じて、適時に実務経験を提供していく方向が検討に値する。その意味で、臨床科目を最終学年（の前半）に限るような扱いは見直すべきである。

### (2) 修習内容の再構成

「修習生でなければできないこと」（とくに刑事分野が多い。民事分野でも弁論準備・和解など非公開手続の傍聴・立会など）を充実させる方向で修習内容を再構成し、それ以外は資源を法科大学院に集約するのが価値的である。  
集合授業形式のものは法科大学院でませ（問題研究、事件記録を用いた起案、模擬裁判などは法科大学院で行うに適する）、エクスターンシップとリーガルクリニックにより弁護業務修習の機能の一定部分を代替する方向が考えられる。

### (3) 法科大学院の機能強化

法科大学院が上記の分業を担うためには、その教育機能を強化する必要がある。その前提として調査全体のスリム化が必要であり、カリキュラムの全般的な見直しが急務だが、法律基本科目を量的に増加させる方向性が先行して打ち出されている状況には懸念を覚える。実務基礎科目の内容の統合・整理も重要であるし、臨床科目では、その目的（理論教育の効果を高めることを目指すのか、実務修習の事前準備又は補充機能を果たさせるのか、その双方であれば比重はどうか）を明確化し的を絞った効果的な運営が望まれる。

### (4) 両者の連携の強化

修習と法科大学院との連携が不十分である点が最大の問題である。両者が密接に連携・協議できる場を設ける必要があり（地域単位の協議は？）、その中で、両者の役割分担の合理的なラインが形成されることが期待される。

生には一定の限界があります。ただ、民事では工夫次第でかなり領域は広げていけるでしょう。刑事教育に関しては、ちょっと検討を要するだらうと思います。非公開手続きに関しては、今現在ハードルが高すぎるのではないかということで、これは運用で変わるべき余地があるでしょう。それから一番の問題ではないかと思うのは、法科大学院自分がクリニックを実施することは非常に負担が重いということで戻り込んでいるということで、制度発足以来5年が経ってもまだあまり広まらないというのが一番大きな問題ではないかというふうに思います。

「次の一ページに行つてください。司法修習との役割分担ですけれども、さっき言いましたように、修習固有の領域、修習生の身分を取得しなければできないということは、実はそれほど多くないということは、全体として踏まえていただきたいと思っております。ただ刑事教育に関しての意義は、依然として修習生の身分を得てやるということは大きいということです。

基本的なポリシーをどこに置くべきかですけれども、一応私の今日のご報告のスタンスとしては、法科大学院でできることはできるだけ法科大学院でやってみようという姿勢をまず持つてみるといい、あるいはどちらがやるかわからないという領域があつたとしたら、ひとまずそれは法科大学院がやりますと手を擧げるべきではないかというふうに思っています。

一つ今各地の報告で問題になっているのは、エクスターンシップと実務修習が競合しているということですが、法科大学院生の受け入れと、それから修習生がまた数が増えていきますから、両方を弁護士会は受け入れなければならないということで、一つは非常に苦しい思いをしてるという問題があります。その意味で、きちんと交通整理をして、資源を一元化・集約化して有効に活用しなければいけないと私は思っています。

ここで一番の問題は、そのどちらに属するかわからない問題を法科大学院が引き受けるべきかどうかということではあるのですけれども、レジュメのほうでは3ページのところに分業の原則として一応書いてみました。今実は実務修習が非常に苦しい状態にあるということは修習現場からいろいろいろと言われています。一応何が問題なのかかということをちょっと私のほうで考えてみたのですけれども、レジュメの1ページ目に戻っていたときの、すけれども、レジュメのほうでは3ページのところに分業の原則として一応書いてみました。今実は実務修習が非常に苦しい状態にあるということは修習現場からいろいろいろと言われています。一応何が問題なのかかということをちょっと私のほうで考えてみたのですけれども、レジュメの1ページ目に戻っていたときの、

スライドの2枚目の図もあわせてご覧ください。元々旧制度で2年間の期間を置いていたというところに微妙な意味があったのではないかと思いますが、この16か月の実務修習というのは、実は何かあらかじめつづられたカリキュラムがあるわけではなくて、所定の期間、所定の場所にいるというだけのことなのです。その所定の期間、所定の場所にいることによって、現場では事件が回っていますから、一定の数の事件が一定の比率で発生して、それが修習に提供されるという仕掛けになっていたわけです。ですからある程度のスパンを取つておかないと、実は事件に巡りあえないことがあります。事件の非常に多いこと

ろであればいろいろな事件に当たります。けれども事件の少ないところに当たったらどうでしょう。例えば裁判修習に当たるのか、検察修習に当たるのか、弁護修習に当たるのかいろいろですけれども、たまたま当たった時期に何かいい素材があるかどうかというのは、結構運に左右されます。ただ、ある程度一定期間を取つておけば何某かの事件に当たって、最後に均されていくわけです。16か月もいれば向かどこかで必ず経験できる。入口の前期修習で一応知識のレベルをはらしておきます。その上で実務修習に入って一定期間います。一定期間いると、同じ事件には当たらないとしても、似たような事件に一通り当たって戻ります。戻ってきてなおかつばらつきがあるとしても、後期修習でそこは補正することができる。これが旧修習のコンセプトではなかつたかと思います。

ところが新修習は12か月しかありませんので、さてこの期間の中に同じ比率で事

件にあえるだろうか。この16か月と12か月の違いが意外と大きいのではないか。そこで取りこぼしが発生してしまうということです。前期修習復活論というのは根強くありますけれども、それは入口の時点で揃えるということですが、実は実務修習が終わった後で揃えるというプロセスも十分に機能していないのではないかということです。ですから、修習が2年から1年になりますが、これはなぜそうなったかといふと、人數を倍に増やすからです。キャパシティを倍に増やす、延べ人数の幅員を合わせているだけです。けれども経験的に、さて12か月で本当にきちっと必要な内容に当たることができるのだろうか。これも

ちょっと根本的な疑問があるのでないか

ということです。この制度が本当にうまく動いているのかどうか、もう一回よく検証してみる必要があります。では2年の修習を復活しろという議論があるかもしれません

が、それはこのように既に法曹養成プロセスが長期化してしまつていますから、全体の枠の中で組立を考えなければいけない。

ですから修習で背負いきになつてゐる部分があるとしたら、それはもう一回法科大学院の学修プロセスの中にできないのだ

うかということを、法科大学院の教育力

リキュラム全体の問題として組立を考え

ます。つまりこの適性試験・入試から始まつて回試験まで終わる一連の新しい法曹養成プロセスの中で、どこで何をやるのかということを全体として組立を考えて、到達点も含めて考え直すという、それが今一番大事な問題ではないかと思っています。

それから、私のところでやっているクリニックは、実は通常不定期といふやり方をやっていまして、1年間学生は私のクリニックの授業を受講しています。その期間内に事件が出てくる度に学生に呼びかけられて、参加できる学生がしていくといふことです。前期修習復活論というのは根強くありますけれども、それは入口の時点で揃えるということですが、実は実務修習が終わった後で揃えるというプロセスも十分に機能していないのではないかということです。ですから、修習が2年から1年になりますが、これはなぜそうなったかといふと、人數を倍に増やすからです。キャパシティを倍に増やす、延べ人数の幅員を合わせているだけです。けれども経験的に、さて12か月で本当にきちっと必要な内容に当たることができるのだろうか。これも

ちょっと根本的な疑問があるのでないか

ということです。この制度が本当にうまく動いているのかどうか、もう一回よく検証してみる必要があります。では2年の修習を復活しろという議論があるかもしれません

が、それはこのように既に法曹養成プロセスが長期化してしまつていますから、全体の枠の中で組立を考えなければいけない。

ですから修習で背負いきになつてゐる部分があるとしたら、それはもう一回法科大学院の学修プロセスの中にできないのだ

うかということを、法科大学院の教育力

リキュラム全体の問題として組立を考え

ます。つまりこの適性試験・入試から始まつて回試験まで終わる一連の新しい法曹養成プロセスの中で、どこで何をやるのか

ということを全体として組立を考えて、到達点も含めて考え直すという、それが今一番大事な問題ではないかと思っています。

それから、私のところでやっているクリニックは、実は通常不定期といふやり方を

やっていまして、1年間学生は私のクリニックの授業を受講しています。その期間内に事件が出てくる度に学生に呼びかけられて、参加できる学生がしていくといふことです。前期修習復活論というのは根強くありますけれども、それは入口の時点で揃えるということですが、実は実務修習が終わった後で揃えるというプロセスも十分に機能していないのではないかということです。ですから、修習が2年から1年になりますが、これはなぜそうなったかといふと、人數を倍に増やすからです。キャパシティを倍に増やす、延べ人数の幅員を合わせているだけです。けれども経験的に、さて12か月で本当にきちっと必要な内容に当たることができるのだろうか。これも

ちょっと根本的な疑問があるのでないか

ということです。この制度が本当にうまく動いているのかどうか、もう一回よく検証してみる必要があります。では2年の修習を復活しろという議論があるかもしれません

が、それはこのように既に法曹養成プロセスが長期化してしまつていますから、全体の枠の中で組立を考えなければいけない。

ですから修習で背負いきになつてゐる部分があるとしたら、それはもう一回法科大学院の学修プロセスの中にできないのだ

うかということを、法科大学院の教育力

リキュラム全体の問題として組立を考え

ます。つまりこの適性試験・入試から始まつて回試験まで終わる一連の新しい法曹養成プロセスの中で、どこで何をやるのか

ということを全体として組立を考えて、到達点も含めて考え直すという、それが今一番大事な問題ではないかと思っています。

それから、私のところでやっているクリニックは、実は通常不定期といふやり方を

やっていまして、1年間学生は私のクリニックの授業を受講しています。その期間内に事件が出てくる度に学生に呼びかけられて、参加できる学生がしていくといふことです。前期修習復活論というのは根強くありますけれども、それは入口の時点で揃えるということですが、実は実務修習が終わった後で揃えるというプロセスも十分に機能していないのではないかということです。ですから、修習が2年から1年になりますが、これはなぜそうなったかといふと、人數を倍に増やすからです。キャパシティを倍に増やす、延べ人数の幅員を合わせているだけです。けれども経験的に、さて12か月で本当にきちっと必要な内容に当たることができるのだろうか。これも

ちょっと根本的な疑問があるのでないか

ということです。この制度が本当にうまく動いているのかどうか、もう一回よく検証してみる必要があります。では2年の修習を復活しろという議論があるかもしれません

が、それはこのように既に法曹養成プロセスが長期化してしまつていますから、全体の枠の中で組立を考えなければいけない。

ですから修習で背負いきになつてゐる部分があるとしたら、それはもう一回法科大学院の学修プロセスの中にできないのだ

うかということを、法科大学院の教育力

リキュラム全体の問題として組立を考え

ます。つまりこの適性試験・入試から始まつて回試験まで終わる一連の新しい法曹養成プロセスの中で、どこで何をやるのか

ということを全体として組立を考えて、到達点も含めて考え直すという、それが今一番大事な問題ではないかと思っています。

それから、私のところでやっているクリニックは、実は通常不定期といふやり方を

やっていまして、1年間学生は私のクリニックの授業を受講しています。その期間内に事件が出てくる度に学生に呼びかけられて、参加できる学生がしていくといふことです。前期修習復活論というのは根強くありますけれども、それは入口の時点で揃えるということですが、実は実務修習が終わった後で揃えるというプロセスも十分に機能していないのではないか

ということです。この制度が本当にうまく動いているのかどうか、もう一回よく検証してみる必要があります。では2年の修習を復活しろという議論があるかもしれません

が、それはこのように既に法曹養成プロセスが長期化してしまつていますから、全体の枠の中で組立を考えなければいけない。

ですから修習で背負いきになつてゐる部分があるとしたら、それはもう一回法科大学院の学修プロセスの中にできないのだ

うかということを、法科大学院の教育力

リキュラム全体の問題として組立を考え

ます。つまりこの適性試験・入試から始まつて回試験まで終わる一連の新しい法曹養成プロセスの中で、どこで何をやるのか

ということを全体として組立を考えて、到達点も含めて考え直すという、それが今一番大事な問題ではないか

と思っています。

ちなみに、私は元々修習に非常にノス

タルジアを持つている人間であります

が、だんだんと学校からクリニックをやる

ようと言われた関係で、臨床的な立場

に移っているということです。

だからどの立場が正しいということではなくて、これからロースクール教育をよくしていくために、まず建設的な議論、それか

らお互いの立ち位置をきっちりと見極めた上で、新しい制度をどうつくっていくかということを再度のこの場で議論したらどうか、もうそういう時期に来ているのではないかという気持ちがいたします。私からは以上です。

昌川 どうも有難うございました。それで  
は中川先生からコメントをお願いします。

コメンテーター



申川 法務省の司法法制部参事官の申川と申します。

私がコメンテーターとしておこなっていることは、おそらく今立場というよりは、平成16年から新潟大学のロースクールで実務家教員として教えておりましたので、そういう経験も含めてということだろうと思いますので、私の教員としての経験ということも混ぜながら、コメントとさせていただきたいたいと思います。もちろん、個人的意見ということでお聞き願えればと思いま

ただ今の山口先生のご報告につきましては、法科大学院における臨床教育には非常に意義があり、一つ目のお話をあつた法理論教育のための新たなツールという位置付けを持たせていいのではないかというの

は、そのとおりだらうと思っております。私自身は新潟ではリーガル・クリニックのようなものは担当しておりませんでしたがれども、学生のほうは、選択必修ということで一ガル・クリニック、主に民事系のいろいろなリーガル・クリニックを体験することによって、理論科目についての理解が深まったという声を聞いておりますので、学生としても理論的な面を深めるという意味で肯定的に受け止めており、現にそういう効果はあるのだらうと思っております。

私自身は、臨床科目ではありませんけれども、法律実務基礎科目の一つであります、いわゆる刑事訴訟実務の基礎科目を3年次先生に教えておりました。先ほど山口先生のパネルの中にもありましたが、例えば訴因と公訴事実というものを教えるということは、2年次の理論科目ではやっているわけ

ですが、3年次の刑事訴訟実務の科目において、起訴状というものを使いながら、それをもう一回理解させる、あるいは証人尋問調書というものを示して、その証言内容から、例えばそれは被告人の質問であった

り、被書者の証人尋問でありますけれども、その中でてくる自白の任意性の観点での尋問でありますとか、記憶の喚起のあり方とか、実務で使っているものを用いながら結局何を教えているかといえば、やはりそれは2年次までにおそらく身に付けているければいけない理論科目のところを、具体的な事件あるいは素材を通じて理解しているかどうか、そういうものを身に付けさせようということを目的にして教えていたつもりであります。学生のほうも單に判例や教科書を読むことによって、多分頭では理

解した気持ちになつていいものを、もう一度別の観点、別の視点から光を当ててみると、ことによって、本当にわかっているのかどうかということを確認する。そういう意味では実務基礎科目をはじめとした臨床科目もそうだと思いますが、やはり理論と実務の架橋ということで、実務を単に教えているのではなくて、法理論教育を深めるという意味でも非常に役立っていると思っております。

2点目の、山口先生のほうで今回のテーマとして挙げられています司法修習との役割分担、修習が一部担えるのではないかという問題提起につきましては、新たに視点を付け加えておられ、非常に興味深く拜見させていただきました。前提として、期間短縮で旧修習と比較して新修習が、機能的不十分ではないかということは、ちょっと結論は置くにしましても、場合によっては法科大学院のリーガル・クリニックにおいて民事弁護修習にはほぼ匹敵するような中身をやっている学生が、修習で同じ弁護修習をやるということになるのは、もしかしたら無駄感な部分があるのではないかとかと思います。無駄をなくして、より効率的な修習を行うという意味で、そのプロセス全体として法科大学院と司法修習とで、やる中身について役割分担をもう一度再検討するというのは、やはり必要な作業だらうと思います。

ただ、今法科大学院教育と司法修習との関係でまず整理をすべきと言われているのは、おそらく臨床教育も含めた実務基礎教育の中でも、いわゆる必修科目のうち、ほとんどの法科大学院で行われている法曹倫理、それから民事・刑事訴訟実務の基礎科目

曰といわれている実務の導入基礎教育と言  
われているものについて、先般出されまし  
た中教審の提言においても、その内容につ  
いての共有化がまだ各法科大学院で図られ  
ていないのではないかという指摘がありま  
す。まずはそのような科目についての、先  
ほど出したないわゆるコア・カリキュラム  
というものについて、共通的な到達目標と  
いうものを設定すべきだろうということ  
で、今現在その作業に取りかかっている

その実務基礎科目の導入部分として位置付けられているもののコアの部分が定まつた上で、今度は臨床科目、その上でリーガル・クリニックとの関係を整理する必要があるのではないかと思います。仮にリーガル・クリニックということで、弁護士事務所でリーガル・クリニックがほとんどのがあるのではないかと思います。仮にリーガル・クリニックということであれば、それは将来的にはその部分は実務修習では実施しないといふことは考えられると思うのですけれども、ただ現時点で、先ほどからリーガル・クリニックを、特に学生も今少なくなっているというお話をありましたけれども、各法科大学院によって必修化するということがはたして可能なかどうかという点。仮に弁護士実務修習の一部代替を行うとすると、では具体的にはどうやっていくのかという、現実問題としてはかなり難しい問題があるのでないかと思います。山口先生のところは非常に小規模の法科大学院で、おそらく学生さんが熱心にリーガル・クリニックを取り組まれているのだと思いますが、端的に言えば、例えば今ここにいる早稲田のロースクールにおいて、1学年300人という大規模な

的なところができるのかどうかというの  
は、現実問題としてはやはりいろいろ考え  
なければいけない点かと思います。  
そういう意味で、リーガル・クリニック  
が今後どういうふうに発展していくのかと  
いうのは、非常に難しい点、考えていか  
なければならない点かと思います。  
が、もう1点私が最後に付け加えておきたい  
いのは、リーガル・クリニックを含めて臨  
床科目と言っているものに、エクスター  
ンシップがありますけれども、別の観點か  
ら言いますと、法曹の職域拡大という意味  
では、そのためのツールとしての位置付け  
として非常に有意義だらうと思っておりま  
す。このリーガル・クリニックといいます  
と、確かに弁護士事務所を中心とした実務  
体験ということになるのだと思いますけれども、  
司法制度改革審議会で語られたこれ  
からの法曹というのは、これまでのような  
狭義の法曹という職域ではなくて、社会の  
あらゆる分野、つまり企業でありますとか  
公務員、あるいは国際機関、それから消費  
者団体、労働団体、いろいろありますけれども、  
そのようなところに幅広く法曹が行  
き渡るということを想定していたわけであ  
ります。法科大学院教育においては、その  
ような様々な分野で活躍する法曹を育てる  
という理念の下で教育が行われていくべき  
であろうと思っています。そういう意味で、  
とりわけこの臨床科目というのは、そういう  
多様性を今後追求していく意味での非常  
に大きなツールになるのではないかと思っ  
ております。

ておりますが、やはり経済界、それから官公庁も同様に、司法試験合格する前の法科大学院生の段階から、企業や官公庁でエクスターインシップを行うというのは有意義ではないかという意見が出されております。実際に人事院は今年の夏から法科大学院生対象の震ヶ開インターンシップを実施することにしております。法律事務所でのエクスターインシップも大事だと思いますが、それ以外の分野での広がりというのも期待されているので、臨床法学はまだまだこれから広がっていくのではないかと思っています。

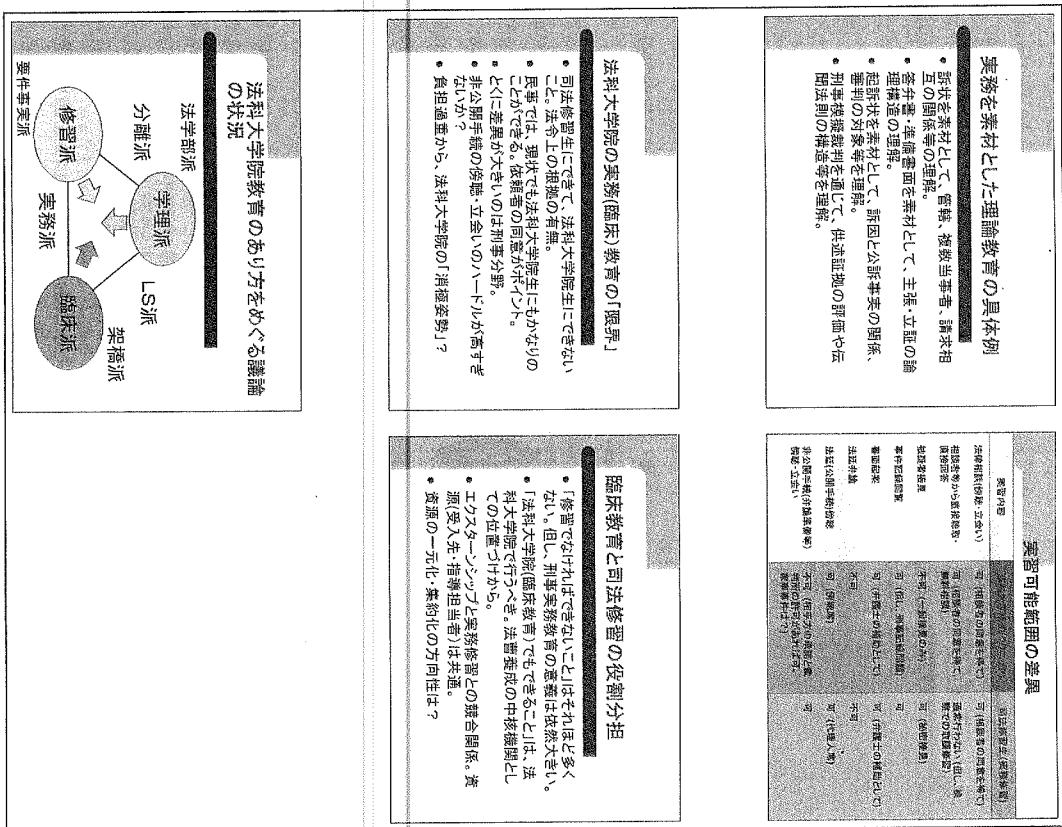
私自身は、この臨床教育というのは、法律が実社会においてどのように使われているのかということを体験するという意味で、教育効果は非常に大きいだろうと思います。ぜひ今後ともいろいろな観点で研究を行っていただきて、法科大学院が多様な法曹を養成する教育機関であるという理念の実現に向けて、検討していただければと思っております。

宮川 山口先生、中川先生、どうも有難うございました。お二人のお話ではあります共通するのは、法曹像というものを新しく考え直さなければいけないということだと思います。新しい法科大学院の制度というのは、プロセスとしての法曹養成ということが言われますけれども、山口先生の最初のこところのお話にもありましたように、どうも司法修習の終了時点が何か一つの完成の離型とされ、それを目指しているようなところがあるように思います。しかし、それは新しい時代、変化する時代において見直していくべきであるということを、中川先生の最後のまとめでも感じました。

—

- ・ 法制養成制度の基本
- ・ ①司法修習は、個別の道筋
- ・ あり、他の道筋と前提を共用する
- ・ 新制度は、法科大学院と両者は、  
おける相互扶助的関係にあり、  
システムとしての連携を図る
- ・ 新制度下では、法律大と  
内審の緩和が到達点にいたり、  
分担は相対的であり、委  
託は原則的である

<p>◎教育の意義</p> <p>「前段修習」 を理解する。</p> <p>曲・領域を知る。 立てる訓練。 使いこなす準備。 法の体得。 機能代替も。</p>	<p>れるもの</p> <p>「前段修習」 を最初を変えて並 用過程は全く別物と がり(到達点=全 くそもそも「仕上 べきか?</p>	<p>旨の対比</p> <p>話題はプロセスで 關係に立たない。 修習を一進のプロ セス教育内容に 司法修習の教育 可能がある。</p>
---	---	--



別表

法科大学院教育と司法修習のあり方をめぐる議論の状況			～代表的論調(理念型)の図式的整理～
			(作成) 山口 順男
法律基本科目のあり方	【重視】法曹養成にとって法律知識の伝授が最重要であり、増強すべき。	【重視】現状では基本知識が不足し、修習に支障が出ているから、増強すべき。	【再構成】知識教育は必ずしも不足していない。知識偏重教育の弊害を警戒。実務と融合を図りながら、整理・合理化を目指すべき。
実務基礎科目のあり方	【劣後】絶量規制の中では、実務系科目(応用領域)が法律基本科目(基礎領域)に劣後するのではむを得ない。	【重視】法科大学院は旧修習の前期相当部分を担当すべきであるから、実務科目の増強が必要。しかし、法律基本科目の知識が不足するときは、理論教育を優先し、実務教育の不足は修習で補う。	【再構成】実務教育として基本的に重視するが、伝統的な(裁判官教育の色彩が強い)要件事実論・事実認定論にはやや懐疑的。また、これらが知識科目(暗記学習の対象)化することを警戒。
臨床教育のあり方	【消極】同上。後に修習があるので、法科大学院では臨床は必須ではない。大学と学生にとって負担が過重である。	【否定】本来修習で行うべきものであり、法科大学院で行う必要はない。行うべきではない。司法修習のよさがない。	【積極】新しい法曹養成過程の目であり、法科大学院教育の基軸に据えるべき。関係者の同意があれば、することは多い。法的根拠が必要であれば立法で手当すべき。
いわゆる「起案」教育の評価	【否定】実務書式の記載訓練のようなものは大学院教育の範囲外。後に修習やOJTで行えよ。	【重視】前期修習程度は本来法科大学院で行うべき。それができない(しない)のであれば、修習内容を増強して対応する。	【重視】文書作成能力の涵養は、法曹養成教育の1つの柱。単なる実務書式の書き方を教えるのではなく、文書作成を通じた思考訓練により、理論と実務を融合した教育を行うことが有益(教育ツールとしての起案)。
双方向・対話型授業の評価	【否定】教えるべき内容が過密である現状では非能率。また、学生にある程度の知識がなければ無理。	【積極】新しい授業方法の成果として、口頭表現能力が向上したことは評価する。しかし、口頭表現能力よりも基本知識獲得や起案訓練を重視すべき。	【積極】あらゆる場面を通じて、口頭表現能力を涵養することは重要。授業は双方向、対話型を基本とすべき。授業の能率を高めるには、教える側の機能向上こそ重要。
既修コースの位置づけ	【積極】法律知識をすでに備えている者が優遇されるのは当然。	【疑問】学校により既修認定に大きなバラつきがあり、2年コース修了者の質の保証が十分になされているか疑問である。	【否定】既修認定を原則とした制度は原則的に問題であるべき。あくまで過渡期における例外的制度。
未修コースの位置づけ	【増強】既修者と同じ授業に耐えうるように、知識を増強する必要がある。	【増強】純粹未修者の知識不足は構造的問題であり、抜本的対策が必要である。	【再構成】未修者が3年で無理なく必要な水準に到達できることを基準とし、カリキュラムを組み立てるべき。知識の範囲(量)は厳選して、考え方を養う教育に転換する。
法学部の位置づけ	【肯定】法曹教育に必須の前提知識を取り扱う課程。ここに経れない者はどこで同じ知識を揃う必要あり。	【否定】も肯定もせず! 法学部教育は法曹教育の前提としては、必要でも十分でもない。旧制度でも法学院卒業は要件ではなかった。	【否定】法学院は法科大学院の発足により旧来の役割を終えた。これが残存するとの年制の原則を歪める契機となり、多様な人材の参入の妨げとなる懸念がある。
修了時の到達目標	【理論体系基準】基本法の主要な領域について、我が国の理論(学問)水準に照らして必要とされる知識を有していること。法科大学院の修了認定は実務家としての質を保証しない(それは法科修習終了と二回試験合格が担保する)。	【旧前期修習基準】旧司法試験の合格水準を下回らず、かつ、旧制度における前期修習終了程度である。新制度になども、旧制度より法曹の質を下げるところは許されない。法科大学院修了が質を保証しないのなら、二回試験で多数の不合格者がが出るのは止むを得ない。	【新規複合基準】後期修習を経ることで、新しい実務家像に照らして最も必要な知識、スキル及びマインドを獲得した段階に到達すること。法曹の質は、新しい時代・社会のニーズに従って変動しうる。とくに法廷弁護に限らない幅広い法曹活動を想定して到達目標を設定すること。
司法修習のあり方	【理論・実務完全二分論】理論は学校(法学院及び法科大学院)で、実務は修習で。互いに干渉しない。そもそも前期修習相当部分の教育を法科大学院が引き受けたことはない。	【前期修習移譲論】前期修習相当部分は本来法科大学院の領域のはず。それができない(しない)のであれば旧修習を復活するが節。調整策としては、導入修習や修習内容の増強などの措置で対応。	【完全替論】法科大学院を法曹養成の中核機関とする位置づけに立ち、実務修習のない米国風を視野に入れつつ、大幅に期間短縮された新修習を前提とする。法科大学院での臨床教育の増強が必要。但し、臨床教育は修習の単なる代替ではなく、旧修習とは目的・内容が異なる。
発想の基礎	法学院における体系的法理論教育。	【実務を知る】実務では問題がどのように処理されているか? それはどのような法的根拠に基づき、結末にはどのような合理性があるか?	アシカのロースクールにおける法曹養成教育。
教育上の着眼点	【真理を探求する】ある命題に対するA説とB説、どちらが正しいか? 判例はどの立場をとるか? 実定法は何を定めているか?	【紛争解決のあり方を理解する】当事者が何を求めているかを理解できるか? これに対し、どのような法律構成を選択するか? どのような解決をを目指すか? その実現可能性と結果の妥当性はどうか? 法曹の役割論。	法科大学院に法曹養成の中核機関としての実質を真髄させる。
ポリシー	理論教育の純化・増強。	司法修習の機能回復・強化。	